

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 6月 4日

【会社名】 株式会社ハピネス・アンド・ディ

【英訳名】 Happiness and D Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 泰夫

【本店の所在の場所】 千葉県香取市小見川798番地

( 上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。 )

【電話番号】 -

【事務連絡者氏名】 -

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座一丁目16番 1号 東貨ビル 4階

【電話番号】 03(3562)7525

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 追川 正義

【届出の対象とした募集(売出) 株式

有価証券の種類】

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額  
ブックビルディング方式による募集 446,250,000円  
売出金額

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 82,125,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年5月18日付をもって提出した有価証券届出書及び平成24年5月23日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成24年6月1日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)45,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
  - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)  
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000 (注)3	単元株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1 平成24年5月18日開催の取締役会決議によっております。

2 当社は、平成24年5月18日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 発行数については、平成24年6月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 上記とは別に、平成24年5月18日開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

5 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出し（オーバーアロットメントによる売出しは、みずほインベスターズ証券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであります。）を追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項」の「1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000	単元株式数は100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成24年5月18日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成24年5月18日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 上記とは別に、平成24年5月18日開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)にあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出し(オーバーアロットメントによる売出しは、みずほインベスターズ証券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであります。)を追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項」の「1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 5 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3の全文削除及び4、5、6の番号変更

## 2 【募集の方法】

(訂正前)

平成24年6月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成24年6月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	300,000	<u>484,500,000</u>	<u>262,200,000</u>
計(総発行株式)	300,000	<u>484,500,000</u>	<u>262,200,000</u>

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成24年5月18日開催の取締役会決議に基づき、平成24年6月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,900円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は570,000,000円となります。

(訂正後)

平成24年6月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成24年6月1日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,487.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	300,000	<u>446,250,000</u>	<u>251,850,000</u>
計(総発行株式)	300,000	<u>446,250,000</u>	<u>251,850,000</u>

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。  
 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。  
 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。  
 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成24年5月18日開催の取締役会決議に基づき、平成24年6月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを前提として算出した見込額であります。  
 5 仮条件(1,750円～1,900円)の平均価格(1,825円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は547,500,000円となります。

## 3 【募集の条件】

## (2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成24年 6 月14日(木) 至 平成24年 6 月19日(火)	未定 (注) 4	平成24年 6 月21日(木)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成24年 6 月 1 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年 6 月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成24年 6 月 1 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成24年 6 月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成24年 5 月18日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成24年 6 月12日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成24年 6 月22日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。なお、申込み在先立、引受人もしくはその委託販売先金融商品取引業者に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成24年 6 月 5 日から平成24年 6 月11日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	1,487.50	未定 (注) 3	100	自 平成24年 6 月14日(木) 至 平成24年 6 月19日(火)	未定 (注) 4	平成24年 6 月21日(木)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,750円以上1,900円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成24年6月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,487.50円)及び平成24年6月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 平成24年5月18日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成24年6月12日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成24年6月22日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。なお、申込み在先立ち、引受人もしくはその委託販売先金融商品取引業者に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成24年6月5日から平成24年6月11日までの予定であります。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受価額が会社法上の払込金額(1,487.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。



## 4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほインベスターズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成24年6月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券 株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
ちばぎん証券株式会社	千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号		
S M B Cフレンド証券 株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
計	-		

(注) 1 平成24年6月1日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2 当社は、上記引受人と発行価格決定日(平成24年6月12日)に元引受契約を締結する予定であります。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほインベスターズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	240,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成24年6月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券 株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	21,000	
三菱U F Jモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	9,000	
ちばぎん証券株式会社	千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号	9,000	
S M B Cフレンド証券 株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	6,000	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	6,000	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	6,000	
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	3,000	
計	-	300,000	-

(注) 1 当社は、上記引受人と発行価格決定日(平成24年6月12日)に元引受契約を締結する予定であります。

2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
524,400,000	7,000,000	517,400,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,900円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
503,700,000	7,000,000	496,700,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,750円~1,900円)の平均価格(1,825円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額517,400千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限78,660千円のうち、平成24年6月におけるハピネス釧路店(仮称)の新規出店に伴う内装工事、什器購入、敷金支払等の資金として8,000千円、新規店舗商品仕入資金として78,000千円を充当する予定であります。また、平成25年8月期における新規出店に伴う内装工事、什器購入、敷金支払、商品仕入資金等として残額510,060千円を充当する予定であります。なお、具体的な支出が発生するまでの間は、銀行預金で運用していく方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額496,700千円及び「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限75,555千円のうち、平成24年6月におけるハピネス釧路店(仮称)の新規出店に伴う内装工事、什器購入、敷金支払等の資金として8,000千円、新規店舗商品仕入資金として78,000千円を充当する予定であります。また、平成25年8月期における新規出店に伴う内装工事、什器購入、敷金支払、商品仕入資金等として残額486,255千円を充当する予定であります。なお、具体的な支出が発生するまでの間は、銀行預金で運用していく方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	45,000	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号 みずほインベスターズ証券株式会社 45,000株
計(総売出株式)	-	45,000	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、みずほインベスターズ証券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成24年5月18日開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほインベスターズ証券株式会社は、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当増資も中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,900円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	45,000	82,125,000
			東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号 みずほインベスターズ証券株式会社 45,000株
計(総売出株式)	-	45,000	82,125,000

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、みずほインベスターズ証券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成24年5月18日開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式45,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほインベスターズ証券株式会社は、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当増資も中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,750円～1,900円)の平均価格(1,825円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2 本件第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田泰夫(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、本件第三者割当増資を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 45,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成24年7月11日(水)

(注) 1 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成24年6月1日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2 割当価格は、平成24年6月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

なお、主幹事会社は、平成24年6月22日から平成24年7月5日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である田泰夫(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、本件第三者割当増資を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 45,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,487.50円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成24年7月11日(水)

(注) 割当価格は、平成24年6月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

なお、主幹事会社は、平成24年6月22日から平成24年7月5日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(注) 1の全文削除及び2の番号削除